

(生107)
令和4年3月15日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽鳥 裕



日本専門医機構「共通講習 必修講習の内容（参考例）」の改訂について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年1月25日付け（生91）にて、「2022年度『日本専門医機構認定共通講習』の実施要綱」について、ご通知申し上げたところです。

今般、日本専門医機構において、「共通講習 必修講習の内容（参考例）」（別添1）が改訂されました。改訂点は以下のとおりですが、これにより「今年度の診療報酬改定について」などの演題名は共通講習として認められなくなりました。

なお、9月末まで猶予期間が設けられていることから、本件に該当する講習会をすでに企画されている場合、必ず9月30日までに本会にご申請ください。期日を過ぎた場合、お認めできませんので、ご注意ください。

医師会主催の講演会が新たな専門医制度の共通講習として、今後も日本専門医機構による承認を受けられるよう、改めてご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

「共通講習 必修講習の内容（参考例）」

（変更前）

7. 医療経済（保険医療）

（5）診療報酬

（変更後）

7. 医療経済（保険医療）

（5）診療報酬制度の総論

* 診療報酬の算定法などの各論のみの講演は共通講習の対象とはしない

以上

共通講習 必修講習の内容（参考例）

1. 医療安全

- (1) 医療の質の評価と改善の方略
- (2) EBM(Evidence-based Medicine)を含むベストプラクティスの実践
- (3) 医療の経済性、効率性への配慮
- (4) 医療に内在するリスクと安全な医療の提供
(スイスチーズモデル、PDCA サイクル)
- (5) インシデント・アクシデント発生時の適切な対応
(現場対応、インシデント・アクシデントレポートなど)
- (6) エラーの要因とその防止
- (7) 医薬品・医療機器関連有害事象と安全対策
- (8) 公的補償制度（PMDA の医薬品副作用被害救済制度や各都道府県の制度）
- (9) 医療事故（含医療事故調査制度）
- (10) 以上の医療安全に関する項目と関連する事項

2. 感染対策

- (1) 標準予防策（スタンダード・プレコーション）
- (2) 感染経路の理解と感染経路別予防策
- (3) 感染症発生時の適切な対応（アウトブレイクへの対応）
- (4) 耐性菌対策と抗菌薬の適正使用
- (5) 新興・再興感染症への対応
- (6) 医療関係者に必要な予防接種
- (7) 以上の感染対策に関する項目と関連する事項

3. 医療倫理

1) 医療倫理と臨床倫理

- (1) 医療倫理/臨床倫理の基本原則の考え方とその成立
- (2) 意思決定支援、患者-医療者関係
- (3) 法と医療倫理
 - ・インフォームド・コンセント、意思決定能力、個人情報保護/守秘義務、厚労省ガイドラインと法的解釈など
- (4) ケアの倫理
 - ・身体的ケア・心理社会的ケア・spiritual care による全人的ケアなど
- (5) 臨床における倫理的課題
 - ・エンドオブライフ・ケアの臨床倫理（含 Advance Care Planning）

- ・生命のはじめをめぐる倫理的諸課題（含 出生前診断、選択的人工妊娠中絶）
- (6) 臨床課題へのアプローチ法
 - ・カンファレンスの方法（臨床倫理検討法、Jonsen の 4 分割法）
 - ・倫理コンサルテーション
- (7) 医療資源の配分をめぐる諸課題（マクロ/ミクロの配分、トリアージの倫理など）
- (8) 具体的な臨床課題
 - ・過剰な医療を患者/家族が求めるとき：適応外治療/未承認薬の使用を含め
 - ・過少医療の懸念がある場合：
 - 患者自身が治療を拒否するとき/家族が患者（患児）の治療を拒否するとき
 - ・同意能力をめぐる課題および地域包括ケア：
 - 認知症を有する人への対応/身寄りのない患者への対応、地域連携/包括ケア

2) 医学研究と倫理

- (1) 人を対象とする研究倫理の歴史と基本原則
- (2) 人を対象とする研究倫理に関する国内外の関連法規・ガイドライン
 - 例：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
- (3) 研究倫理審査委員会、治験審査委員会の機能と役割
- (4) 先端的な医学・生命科学をめぐる倫理的課題
- (5) 公正な研究 (Research Integrity)
- (6) 利益相反 (COI: Conflict of Interest)
- 3) 以上の医療倫理に関する項目と関連する事項

4. 医療制度と法律

- (1) 医療法の概要
- (2) 医師法に基づく医師の責務
- (3) 健康保険法、国民健康保険法等
- (4) 介護保険法
- (5) 上記以外の医療関係法規の解釈と運用

5. 地域医療

- (1) 地域特性に応じた医療提供体制の重要性
- (2) 複数の医療機関と連携することの重要性
- (3) 在宅医療（含看取り）
- (4) 死体検案
- (5) 地域の医療資源の有効活用
- (6) 予防と保健（母子保健、学校保健、産業保健等各種保健事業を含む）
- (7) 上記以外の地域医療に関連する事項

6. 医療福祉制度

- (1) 社会保障制度改革における医療福祉制度の動向（高齢者福祉法、介護保険法、障害者基本法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律、子ども・子育て支援法、生活保護法、生活困窮者自立支援法など）
- (2) （認知症者を含む）高齢者福祉、児童虐待防止にかかわる機関間・専門職の連携における医師の役割
- (3) 医療福祉制度を通底する新たな概念（地域包括ケアシステム、地域共生社会等）と地域づくりにおける新たな医師の役割
- (4) 上記以外の医療福祉制度に関連する事項

7. 医療経済（保険医療）

- (1) 医療経済の現状
- (2) 社会保障や医療費の問題
- (3) 医療資源の最適配分
- (4) 医療サービスの効率化
- (5) 診療報酬制度の総論*
*診療報酬の算定法などの各論のみの講演は共通講習の対象とはしない。
- (6) 上記以外の医療経済に関連する事項

8. 両立支援

- (1) 事業場における治療（がん、脳卒中、肝疾患、難病等）と仕事の両立支援
- (2) 両立支援のための事業所と医療機関との連携
- (3) 両立支援のための主治医と産業医等の役割
- (4) 上記以外の治療と仕事の両立支援に関連する事項

2022年1月25日

2022年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱

1. 目的

日本医師会は日本専門医機構が定める日本専門医機構認定共通講習（以下、共通講習という）に協力してきており、各都道府県医師会の協力のもと共通講習を実施し、いつもの専門医の質の向上に寄与することとする。

2. 本実施要綱の適用期間

2022年4月1日～2023年3月31日

3. 日本専門医機構認定共通講習の要件

以下の要件を満たし、申請が承認された講習のみが共通講習として開催できる。

4. 主催

都道府県医師会が主催、もしくは郡市区医師会が主催し、当該都道府県医師会が認めたものとする。

注1：共催・協賛・後援を除き、医師会以外の団体が主催するものは、本会での受付対象外である。

注2：営利団体（株式会社、有限会社、合同会社等）の主催・共催は認められない。
協賛・後援については、利益相反事項に問題がないものとする。

5. 内容

共通講習とは、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習であり、「必修講習A、B」および「任意講習C」に区分され、それぞれに含まれるカテゴリーは以下のとおりである。

共通講習として申請される講演のテーマ（演題）は、以下の共通講習のカテゴリーと合致していることが明確にわかるものでなければならない。特に、必修の共通講習は日本専門医機構が示す「共通講習 必修講習の内容（参考例）」に準拠し、「共通講習 必修講習の内容（参考例）」に示された項目のすべてを網羅する必要はないが、各カテゴリーに記載するいずれかの項目については取り上げる必要がある。任意講習Cは、「日本医師会 生涯教育カリキュラム2016」を参考とする。

- ①必修講習A（3カテゴリー）：医療安全、医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む）感染対策。
- ②必修講習B（5カテゴリー）：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）、両立支援
- ③任意講習C：臨床研究・臨床試験（研究倫理に関するものは、医療倫理で申請すること。）、災害医療

6. 単位

- (1) 休憩、挨拶は講演時間に含まない。
- (2) 講演時間1時間を1単位とし、1時間以上2時間未満の講演は1単位とする。
- (3) 同一の категорияについては、1日で取得できる上限を各2単位とする。例えば、医療倫理3時間、医療安全3時間の講習会であれば、医療倫理2単位、医療安全2単位となる。
- (4) 講師には、受講者と同様の単位を付与する（日本専門医機構が示す「共通講習の手引き」では、講師に2倍の単位を付与することができるとなっているが、医師会主催の共通講習は、全国医師会研修管理システム（以下、「研修管理システム」という）運用上、受講者と同様の単位付与とすることについて、日本専門医機構と調整済である）。

7. 構成等

- (1) 原則として、共通講習のみでの講習会の開催とする。
- (2) 共通講習の形式は以下のとおりとする。
 - ①講習会・講演会：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）が演者として1時間あたり1～2名の演者によるもの。複数の演者の場合、1人あたり30分以上の講演とする。
 - ②シンポジウム・ワークショップ：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト等によるもの。
 - ③伝達講習会：日本専門医機構が承認、追認したDVD等による
注1：共通講習として認められた講習会のDVD等による伝達講習はこれに該当する。
- (3) 演者はCOIについて必ず開示を行う。
- (4) 講習会のタイトルまたはサブタイトル、なお書き等いずれかの方法で、「日本専門医機構認定共通講習」であることを明記する。
- (5) 医師会会員以外も講習会に参加して単位が取得できるよう努めることとする。なお、医師会会員以外の受講者と会員との間で、常識的な範囲内で受講料に差をつけることは差し支えない。

8. 開催方法

- (1) 講習会の各会場間の同時中継による受講も認める。
- (2) Web講習会（インターネット回線を利用して受講者が自らの端末で視聴する講習会）も認めるが、要件は以下のとおりとする。
 - ①LIVE配信限定であること。オンデマンド配信（期間内であればいつでも視聴可能な配信）は認めないという趣旨であり、日時を指定した講習会形式でのDVD等による伝達講習や事前に収録された講演の映像を配信することは認められている。

- ②出席管理がシステム上可能であること。なお、ここでいうシステムとは日本医師会Web研修システム¹やZOOM、Cisco Webex等のオンライン会議システムをいう。
- ③講習配信映像について、受講者個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認することができ、管理ができること。
- ④WEB配信後、5題以上、5肢択一式のテスト（講演の内容に沿ったものでなければならぬ）出題および解答がシステム上で管理でき、かつ合否判定が可能で、80%以上の正解を得たときに単位取得を認める。なお、正解が80%未満の場合は、80%以上の正解を得るまで繰り返し解答できることとする。

9. 日本医師会生涯教育制度における取扱い

生涯教育制度の単位の対象とするが、共通講習の категорияとCCを一致させ、1演題1CCとする。各category別のCCは以下のとおりとする。

医療安全（CC7）、医療倫理（CC2またはCC3）、感染対策（CC8）、医療制度と法律（CC6）、地域医療（CC12）、医療福祉制度（CC13）、医療経済（CC6）、両立支援（CC6）、臨床研究・臨床試験（CC3）、災害医療（CC14）

10. 申請期間

共通講習の開催日の1年前から、1か月前までとする。申請期日が過ぎた場合、承認されない場合があるので、特に留意されたい。また、開催後の申請は受理しない。

11. 申請方法

以下の必要事項が記載されたプログラム等を添付のうえ、日本医師会生涯教育課共通講習申請専用メールアドレス sshinsei@po.med.or.jp に送信する。これ以外のメールアドレスには送信しない。

その際、添付するプログラム等に以下の項目の記載を厳守すること。なお、プログラム等の添付で足り、鑑文書、受講者向けの申込書などは添付しない。また、過去の実施要綱において以下の必要事項のみをメール本文中に記載するよう依頼していたが、2021年度からプログラム等の送付に変更しており、メール本文中に以下の事項の記載は不要とする。なお、本文の記載が全くないメールを送信されると迷惑メールと判定され本会では受信できない可能性があるため、留意されたい。

(1) 必要事項

①主催、共催、協賛、後援

注1：主催、共催、協賛、後援それぞれわかりやすく記載すること。

注2：営利団体の協賛、後援がある場合、必ず明記すること。

¹日本医師会が構築したオンライン研修システム。2022年度から都道府県医師会等に利用いただけるよう準備中である。

②講習会名称

③開催日時

④会場（同時中継する場合、中継する全ての会場名）

注1：座学による会場受講とWeb受講の併用の場合、その旨を明記すること。

⑤演題名と各演題の講演時間、演者名、演者の所属・肩書

注1：演題名の前に【専門医共通講習－医療倫理：1単位】などと記入し、共通講習のカテゴリー、単位数を必ず明記すること。昨年度まで明記いただいていた①等の番号と必修・その他の区分の明記は不要とする。

注2：仮題での申請も可能だが、正式な演題名が決定次第、必ず本会生涯教育課に報告すること。

注3：シンポジウム、ワークショップはその旨を明記すること。

注4：座学による会場受講とWeb受講の併用の際に、単位付与を会場受講者のみに限定する場合はその旨を明記すること。

(2) 共通講習として承認された講習会のDVDを用いた伝達講習の場合、以下の事項をプログラム等に明記すること。日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会の伝達講習についても同様とする。

①DVDによる伝達講習であること

②元となった講習会の主催者、開催日時、講習会名

(3) Web講習会の場合、以下の事項の明記と資料を添付すること。

①Web講習会であることを明記すること。座学による会場受講とWeb受講の併用の場合、その旨を明記すること。

②出席管理方法と配信後のテストの実施方法を説明した資料（別紙1参照）を添付すること。日本医師会Web研修システムを利用する場合、添付は不要とする。ただし日本医師会Web研修システムを利用する旨を明記こと。

③配信後に実施するテストを添付すること。申請時の提出が困難な場合は、開催日7日前までに必ず提出すること。

(4) 営利団体が協賛・後援の場合、演者のCOI開示資料を申請時に添付すること。

(5) 営利団体の協賛・後援の有無に限らず、利益相反が有る演者が講演する場合はCOI開示資料を申請時に添付すること。

(6) メール の 件名 と 添付ファイル名は、開催年月日、共通講習申請である旨、申請都道府県、カテゴリーと単位数を簡略化して明記すること。（例：220401 共通講習申請（〇〇県）感染1）

(7) メール の 署名 で かまわ ない の で、申請担当者名がわかるようにすること。特に代表メールアドレスから送信する場合、注意すること。

(8) 日医ホームページ掲載希望の場合のみ、ホームページ掲載用PDFまたはwordファイル（別紙2参照）を添付し、メールの本文中にその旨を記載すること。ファイル名は「220401 共通講習申請（〇〇県）感染1（HP用原稿）」とすること。

(9) 事情により、研修管理システムを利用しない場合のみ、その旨をメールの本文中に記載すること。

1 2. 研修管理システムへの登録

以下の点を確認のうえ、研修管理システムに登録し、申請すること。

- (1) 会場受講とWeb受講の併用だが、単位付与を会場受講者のみに限定する場合は、会場受講者用とWeb受講者用の2つの講習会情報を作成すること。また、共通講習の申請ならびに単位付与は、会場受講者用の講習会のみ行うこと。
- (2) 講習会の基本情報を入力する項目欄にある「COI開示の有無」を「有」にする。「有」にしないと共通講習の入力ができないので、留意すること。
- (3) Web講習会の場合、講習会名称欄の「(Web講習会)」と入力すること。会場受講とWeb受講の併用の場合、「(座学・Webハイブリッド講習会)」と入力すること。
- (4) 共通講習として申請する演題にのみ、演題情報を入力する項目欄にある専門医共通講習チェックボックスにチェックする。
- (5) 演題名の前に【専門医共通講習—感染対策：1単位】などを入力し、共通講習のカテゴリー・単位数を明示する。昨年度まで入力していた①等の番号と必修・その他の区分の入力は不要とする。
- (6) かかりつけ医機能研修制度応用研修会等、別途、都道府県医師会の承認作業が必要なものは承認を行う。

1 3. 申請の承認

共通講習として申請のあった講習会は、日本医師会の「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」で審査し、承認された講習会は本会から日本専門医機構に届け出る。最終的に受理された場合は、本会生涯教育課から申請都道府県医師会にメールで共通講習登録番号とともに通知したうえ、研修管理システム上で承認する。

開催日の7日前になっても、結果の通知がない場合は、必ず日本医師会生涯教育課に電話連絡すること。

1 4. 申請内容の変更等

承認通知後に申請内容に変更が生じた場合、日本専門医機構に報告する必要があるため決定され次第、開催前までに以下のとおり対応すること。当日の急な変更については、翌日までに必ず対応すること。

- (1) 開催中止：本会生涯教育課に報告し、研修管理システムは当該講習会を「中止」処理すること。中止のみで講習会情報は削除しないこと。
- (2) 開催日：本会生涯教育課に報告し、新しい日付で申請書を作成、再申請すること。研修管理システムは、変更前の講習会を「中止」処理すること。中止のみで講習会情報は削除しないこと。

(3) 主催・共催者、時間、共通講習のカテゴリー、開催方法（Webのみと申請したが、会場受講とWeb受講の併用に変更するなど）、演者、演題名、講演時間：研修管理システムの登録内容を修正するとともに、修正内容を反映した申請書の送付と本会生涯教育課に報告すること。変更に伴い、専門医共通講習登録番号が変わることがあるので、受講証明書作成時は注意すること。

15. 開催案内

都道府県医師会は、「日本専門医機構認定共通講習」と明示したうえで、ホームページや会誌・会報等を利用し、多くの医師が参加できるよう案内を行う。

16. 出席管理

主催者は、適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行うこと。特に、講習会の同時中継の場合、各会場において確実に行うこと。

なお、いわゆる非会員（他都道府県からの受講者や異動による退会者等、講習会実施医師会の会員以外の医師）についても、研修管理システムに出席者のデータを入力すること。日本専門医機構に出席者数の報告を行っていること、また、専門医更新審査時に疑義が生じた場合の受講確認は研修管理システムで行っていることから、未入力は大きな問題となるので、ご対応いただく必要がある。

研修管理システムを利用しない場合、出席者と受講した講習会が特定できるよう出席者情報を管理すること。

17. 受講証明

受講証明書の通知方法は、地域の実情によって主催者が判断し対応すること。通知方法例は以下のとおりである。

- (1) 当日受講証明書を発行する。（別紙3参照）共通講習登録番号を必ず記載すること。
- (2) 受講者に受講証明書を後送する。
- (3) 講習会終了後に、受講者から受講記録の一覧の求めがあったときに出力して送付する。

注1：受講記録（受講証明書）は都道府県医師会（郡市区医師会）において研修管理システムから出力することができる。

注2：医師資格証を所持する医師は、自身で医師資格証ポータルにアクセスすることにより、研修管理システムから受講記録の一覧を出力することができる。

18. 実施の報告

日本専門医機構に報告するため、講習会開催後3か月以内に、研修管理システムに出席者のデータを入力し、出席を「確定」すること。研修管理システムを利用していない場合、

参加人数を講習会開催後3か月以内に共通講習申請専用メールアドレス
(sshinsei@po.med.or.jp)宛に報告すること。

19. 注意事項

共通講習の開催にあたって、企業の製品の販売促進や営利を目的とした講演、講演内容に製品名を入れることおよびプロモーションあるいはこれに類する行為は行わないこと。なお、主催者である都道府県医師会は配布資料等について配布の可否を確認すること。

出席管理方法と配信後のテストの実施方法

1. 出席管理方法

○使用するシステム

記入例：ZOOM

○WEB受講者の確認方法（氏名と医籍登録番号など）

記入例：事前申込制として、申込時に医療機関名、氏名、医籍登録番号等を登録する。入室時に氏名（漢字フルネーム）と入力してもらい、事前申込者の一覧と突合する。

○講習時間中の視聴確認の方法

記入例：ZOOMのログで入退室の管理を行い、ZOOMへの接続時間が共通講習の単位が付与された講演の講演時間以上であることが確認できた場合、出席とする。

2. 配信後のテストの実施方法

記入例：Google フォームを使用して行う。研修終了後、受講者に対して Google フォームの URL を案内する。「氏名」、「メールアドレス」を入力し、5 題テストに回答、「送信」してもらおう。受講者には採点結果を通知し、合格であれば終了、不合格であれば、合格するまで繰り返し回答してもらおう。

管理者は Google フォームからテストの状況を確認し、出席が確認され、テストに合格した方のみ単位を認める。

日本医師会ホームページへの掲載について

掲載場所：「日本医師会ホームページ」→「医師のみなさまへ」→「研修・ワークショップ・講習会等を見る」

注意事項

- ①以下の記入例を参考に作成すること。
- ②1つの講習会で1ページとする。
- ③サイズはA4とする。
- ④フォント等の指定はないが、読みやすい形式とする。
- ⑤参加費が無料の場合は、「無料」と記載する。
- ⑥共通講習以外の講演も含め、講習会全体を記載する。
- ⑦申込方法や申込用のURLを記載する。
- ⑧「会場聴講のみ単位が取得できる」などその他重要な事項があれば、(8)以降に追記する。

記入例

主催・共催：〇〇医師会

講習会名称：〇〇〇〇

- (1) 開催日時：〇〇〇〇年〇月〇日(〇) 16:00~19:10
- (2) 会場：〇〇医師会館(同時中継会場：〇〇医師会、〇〇医師会)・WEB配信
- (3) 演題：
 1. 母体保護法の趣旨と適正な運用
 2. 【専門医共通講習—医療倫理：1単位】生殖医療と生命倫理
〇〇大〇〇科教授日医太郎
 3. 【専門医共通講習—医療安全：1単位】母体保護と医療安全
〇〇病院院長日医花子
- (4) 専門医共通講習単位：医療倫理1単位、医療安全1単位
- (5) 参加費：〇〇〇円(ただし、〇〇〇医師会員は無料)
- (6) 連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇医師会)
- (7) 申込方法：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

受講証明書例

| | | |
|---|-----------------|----------------|
| 専門医共通講習受講証明書 【学会提出用】 | | No. _____ |
| (自署欄) | | |
| 氏名 _____ | 生年月日 (西暦) _____ | 年 月 日 |
| 所属勤務先 _____ | | |
| 専門領域名 _____ | 専門医番号 _____ | |
| 主催〇〇医師会 開催日時 〇〇〇〇年〇月〇日 : ~ : | | |
| 場所〇〇〇医師会館 | | |
| 講習会名〇〇〇〇〇〇〇〇〇講習会 | | |
| 【医療倫理:1単位】 1. 生殖医療と生命倫理 登録番号 : 〇〇〇〇〇〇 | | |
| 【医療安全:1単位】 2. 母体保護と医療安全 登録番号 : 〇〇〇〇〇〇 | | |
| | | 合計 2単位 |
| 本講習会は、日本専門医機構「専門医制度整備指針」に基づくもので、 貴殿が、本講習会に参加したことを証明する。 | | |
| | | 〇〇医師会長 〇〇 〇〇 印 |

※上記受講証明書例は、日本専門医機構が示す共通講習受講証明書サンプルの項目を取り入れた例であり、本証明書例ならびに研修管理システムから出力する受講証明書は日本専門医機構の了承を得ている。

※受講証発行番号を除き、上記各事項は必ず記載すること。ただし、書式、受講証発行番号は地域の実情に応じて変更可とする。また、注意書きなどを追加することも可能である。

※No は、受講証発行番号 (1 からの通し番号) を記載する。

※下線部分 (No 以外で印字のない部分) は、受講者本人が自署する項目とする。

※受講者の氏名は印字してもよい。

※専門医番号を記入した場合は、生年月日と所属は省略可とされている。

※共通講習登録番号を必ず記載する。